

「村・県民税(住民税)の申告」

「所得税および復興特別所得税の確定申告」を受け付けます

令和3年1月1日現在、村内に住所のある方は「村・県民税の申告」が必要な場合があります。村・県民税等の申告は、令和3年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算定の基となりますので、**令和2年中に無職・無収入の方も期間内に必ず申告してください**。申告日程など詳細は、本紙に併せて配布する折り込みチラシ「令和3年度村・県民税申告及び所得税の確定申告相談について」をご覧ください。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117・1118・1119)

期間▼ **2月12日(金)から3月15日(月)まで**

受付時間▼ **午前8時～午後3時**

(相談開始は午前9時から)

場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

その他▼申告受け付け・申告相談は、**お住まいの地区により期日が指定されています。折り込みチラシをご確認の上、指定の期日での来場にご協力をお願いします。**

村・県民税

1月下旬に、昨年の実績を基に村・県民税の申告書を郵送します。下記の「申告が必要な方」に該当する方は、**申告書が届かない場合でも必ず申告してください**。

●申告が必要な方

- ▽給与や公的年金のほかに所得がある方
- ▽同一世帯の方の税法上の扶養になっていない無収入の方や遺族年金・障害年金等の受給者
- ▽扶養控除等の追加がある方

●申告が不要な方

- ▽所得税の確定申告をした方
- ▽1か所から給与を受け、年末調整済みで、勤務先の会社等が村に「給与支払報告書」を提出している方
- ▽同一世帯の方が申告しており、その方の税法上の扶養に入っている方
- ▽公的年金所得のみで公的年金の年間支給額が148万円以下(昭和31年1月2日以降に生まれた場合は98万円以下)の方

所得税および復興特別所得税

●対象

- ▽村内在住(令和3年1月1日現在)で、令和2年1月から12月までに①営業等(その他の事業)による所得、農業所得、不動産所得(貸地・貸家・駐車場等の収入)②原稿料・講演料・互助年金等の雑所得や一時所得(保険の満期等)③源泉分離課税が行われない退職所得——のいずれかの所得(収入)があった方
- ▽勤務先の会社等が、村に「給与支払報告書」を提出していない方
- ▽主たる給与所得(年末調整済み)以外の全ての所得の

- 合計額が20万円を超える方
- ▽その他、所得税の還付を受ける方

●復興特別所得税について

平成25年分～令和19年分の各年分については、所得税と併せて申告・納付する必要があります。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算した金額です。

【ふるさと納税「ワンストップ特例」の申請をした方へ】

村・県民税の申告や確定申告をする場合、特例制度は適用されません。改めて、ふるさと納税に伴う寄付金控除を含めた申告手続きを行ってください。

【下記の申告は太田税務署へ】

- ▽事業による収入が1,000万円以上の方
- ▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円を超える方
- ▽株・建物・土地等の譲渡所得申告
- ▽青色申告
- ▽初年度や特定増改築等の住宅借入金等特別税額控除の申告
- ▽F X等の先物取引の申告
- ▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方
- ▽雑損控除・外国税額控除の申告等

太田税務署から確定申告に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください!

申告会場への入場には 入場整理券が必要です

申告会場の混雑緩和のため、入場整理券(太田税務署で当日配布または、事前に国税庁LINE公式アカウント(LINEアプリで右QRコードを読み取り「友だち追加」より発行)をお持ちの上、ご来場ください。



【お願い】

▽マスクの着用、手指消毒、入場時の検温、少人数での来場にご協力ください。▽体調が優れない方は来場をお控えください。

確定申告は自宅から パソコン・スマートフォンで!

申告書は自分で作成できます!



〈手順①〉…国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」(右QRコードよりアクセス可)へ接続する。



〈手順②〉…画面の案内に従い申告書を作成する。

〈手順③〉…作成した申告書を、国税庁ホームページからe-Taxで送信または、書面で印刷して太田税務署へ送付する。※「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方や、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxでの申告が可能です。

所得税・個人消費税・贈与税

【申告受け付け・申告相談の日程】

期間▼2月16日(火)から3月15日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間▼午前8時30分～午後4時 ※▽相談内容が複雑な場合は、**午後3時ごろまで**にお越しください。
▽会場の状況により、後日の来場をお願いすることや受付終了時間が早まる場合があります。

場所▼太田税務署

その他▼▽申告書の作成には時間がかかるため、お早めにお越しください。▽相談が午後5時を過ぎると再度お越しいただく場合があります。▽駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関のご利用にご協力ください。▽**還付申告の方の申告相談はすでに受け付けを開始しています。**

特設会場における申告受け付け・申告相談

期日▼2月21日(日)・28日(日)

受付時間▼午前8時30分～午後4時 ※会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。

場所▼中央ビル(水戸市泉町2-3-2)

その他▼▽現金納付の窓口はありません。▽駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

【公的年金等を受給している方へ】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。※▽所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例:純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。▽所得税の確定申告が不要となる場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります。**

【消費税の申告をする方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売り上げや仕入れ等を税率(軽減税率8パーセント、標準税率10パーセント)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

問い合わせ▼▽確定申告などに関すること…太田税務署(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171 ※自動音声で案内しますので「0」を選択してください。)▽「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること…「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901 月曜日～金曜日(祝日を除く))